

保護者 様

豊田市立梅坪台中学校
校長 日高 則行

地震・風水害等への対応について

日ごろは、本校の教育活動にご理解・ご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、見出しの件につきまして、下記のとおり対応いたします。ご理解、ご協力をよろしくお願いたします。

記

1 地震への対応

(1) 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき

地震発生の時間		対 応
①	生徒が登校する前	学校から連絡（きずなネット連絡網等）があるまで 自宅待機
②	生徒が登校した後（授業中）	安全に帰宅できると校長が判断した場合、中学校は可能な限り 教職員引率による集団下校 ※通信遮断等により学校から保護者への連絡ができない場合でも実施します。また、状況によっては学校での待機や保護者のお迎えをお願いする場合があります。

(2) 「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたとき

- ① 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合
 - ・通常どおりの教育活動を行います。
 - ・校外活動については、出発前であれば出発を見合わせます。出発後であれば、いつでも帰校できるよう準備します。
- ② 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合
 - ・通常どおりの教育活動を行います。
 - ・校外活動については、出発前であれば中止または延期します。出発後であれば、速やかに帰校します。
- ③ 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合
 - ・豊田市は「事前避難対象地域」がないため、通常の授業・行事は継続します。
 - ・授業終了後には、部活動や補習を実施せず、速やかに帰宅させます。
 - ・校外活動については、出発前であれば中止または延期します。出発後であれば、速やかに帰校します。

2 警報への対応

「愛知県全域」または「愛知県西部」または「西三河北西部」または「豊田市西部」（裏面参考情報参照）に、「特別警報」または「暴風警報」が発令されたとき

警報発令・解除の時間		対 応
①	午前6時までに解除された場合	平常授業を実施 ※登校が危険な場合は保護者判断で自宅待機も可
②	午前6時を過ぎて解除されない場合	授業中止（休校）
③	生徒登校後（授業中）に発令された場合	下校の安全確保ができると校長が判断した場合、授業を中止して 速やかに下校 ※下校が危険な場合、危険が回避できるまで 学校待機

※特別警報・暴風警報以外（大雨警報・洪水警報等）の警報については、上記対応の対象となりません。

※登下校については、諸状況を勘案して校長が判断・決定します。登校できないと判断した場合は、きずなネット連絡網等でお知らせします。学校から連絡がない場合は、平常通り授業を行います。

※通学路において危険と思われる箇所については、職員が現場に出向き、登下校の安全確保に努めます。

※特別警報・暴風警報が発令されていなくても、登下校において危険が予想される時は、保護者の判断により登校を見合わせ、学校にご連絡ください。

3 土砂災害・河川氾濫に関する気象情報への対応

豊田市から避難情報 高齢者等避難（警戒レベル3）または避難指示（警戒レベル4）が、次の区域に発令された場合、上記2に準じて対応します。

災害の種類	避難発令区域
土砂災害	「梅坪台地区（梅坪台中学校区）」 ※ 中学校区単位 で発令されます
河川（籠川）の氾濫	「落合町、京町、梅坪町、東梅坪町」 ※ 町単位 で発令されます

※河川氾濫の避難情報は、**本校区の中の町に発令された場合**でも、上記2に準じた対応となります。

※警報が解除されても、避難に関する情報は解除されない場合があります。

4 弾道ミサイル発射に対する対応

(1) 登校する以前にJアラートの緊急情報が**愛知県に発令**された場合

- ・学校から指示があるまで自宅待機となります。
- ・弾道ミサイルの通過情報や落下推定情報とともに避難の呼びかけが解除された場合は、自宅待機を解除し、登校することをきずなネット連絡網等で連絡します。

(2) 登校後に、Jアラートの緊急情報が**愛知県に発令**された場合

- ・活動を中断し、避難態勢（机の下に身を隠すなど）をとります。
- ・安全確認ができるまで、校内の安全な場所で待機し、安全確認後、活動を再開します。

5 その他

(1) 給食について

気象情報等によって事前に暴風警報が発令されると予測される場合、事前に給食の中止を連絡することがあります。この場合、午前6時までに暴風警報が解除されて平常授業が実施されても給食はありませんので、弁当を持たせてください。

(2) 生徒のお迎えについて

災害発生時、学校にお子様を迎えに来る場合は、学校への電話連絡はせずに直接ご来校ください。情報収集や安全確認のための電話連絡を優先するための取組として、ご理解とご協力をお願いします。

(3) 上記1から4までは原則であり、「愛知県全域」「愛知県西部」「西三河北西部」「豊田市西部」に暴風警報や特別警報が発表されていないが大雨等の異常な気象の場合や、他県にJアラートが発令されたことにより生徒の安全確保が困難と判断した場合は、登校せず自宅待機をしたり、学校の休業や授業を中止して下校したりする場合があります。また、教育委員会学校教育課が対策を検討した場合、その指示に従います。これらの場合は、きずなネット連絡網でお知らせします。



【参考情報】

○梅坪台中学校区が該当する気象予報区の名称

「愛知県全域」 「愛知県西部」
「西三河北西部」 「豊田市西部」

担 当 教 頭 樋口 和幸

電 話 0 5 6 5 - 3 1 - 2 1 3 1

F A X 0 5 6 5 - 3 5 - 4 1 8 2